様式第６号(第３条関係)

７長与住第２２８６号
令和８年３月３１日

有限会社環境産業
取締役　石橋　雅彦　様

長与町長　　吉田　愼一

許　　可　　証

令和８年３月２３日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する規則第３条第１項の規定により、下記のとおり許可する。

記

１	許可番号	長与一廃許可第24号
２	一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
３	収集・運搬・処分の区別	収集・運搬
４	許可期間	令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで
５	許可条件	①一般廃棄物を収集・運搬する際は、必ず廃棄物の飛散防止等の措置を講ずること。 ②事前に時津クリーンセンター及びクリーンパーク長与と協議の上搬入すること。 ③次回更新は、許可終了日の１ヶ月前までに申請すること。 ④廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく収集運搬業務実績報告書を毎月７日までに提出すること。 ⑤積み替え保管行為は行わないこと。 ⑥車両への許可番号の表示をすること。 ⑦収集する区域は、長与町内とする。 ⑧その他各法律を遵守すること。